

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について【概要】（人材開発統括官関係）

1. 概要

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金等について、令和 2 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係（人材開発統括官関係）

1. 人材開発支援助成金
 2. 認定訓練助成事業費補助金
 3. 短期資格等習得コース事業
- その他所要の規定の整備を行うこと。

2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項及び第 2 項

3. 施行期日等

公布日 令和 2 年 3 月下旬（予定）

施行期日 令和 2 年 4 月 1 日（予定）

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係（人材開発統括官関係）

1. 人材開発支援助成金

(1) 東日本大震災に伴う特例措置の延長

一般訓練コース及び特定訓練コースの福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、令和3年3月31日まで延長する。

※ 助成率・助成額については令和元年度の内容から変更なし。

【現行制度の概要】

令和元年度までの暫定措置として、福島県に所在する事業主に対する一般訓練コース及び特定訓練コースの支給については、次のとおり助成率及び助成額を引き上げる。

《特例措置》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT 実施助成
一般訓練コース	1/2 (1/3)	800 (400) 円	—
特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700(600) 円

(参考)

《令和元年度原則》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT 実施助成
一般訓練コース	30/100	380 円	—
特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練	45/100 (30/100)	760(380)円	665(380) 円

2. 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金の特例措置の延長

- 東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、令和3年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

令和元年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

- 令和元年台風第19号により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、令和3年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

令和元年度までの暫定措置として、令和元年台風第19号により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

- 建設又は介護事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置について、令和3年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

人手不足分野（建設・介護）の認定職業訓練について、国と都道府県の補助額の合計が、補助対象経費の2/3又は国の補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合、その不足額を補助する。

3. 短期資格等習得コース事業

- (1) 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業（仮称）の創設

短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース事業（仮称）」について、職業訓練受講給付金の給付対象とするため、雇用保険法上の職業講習に位置付ける。

人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業事業主以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成：30万円 経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	定額助成：36万円 経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

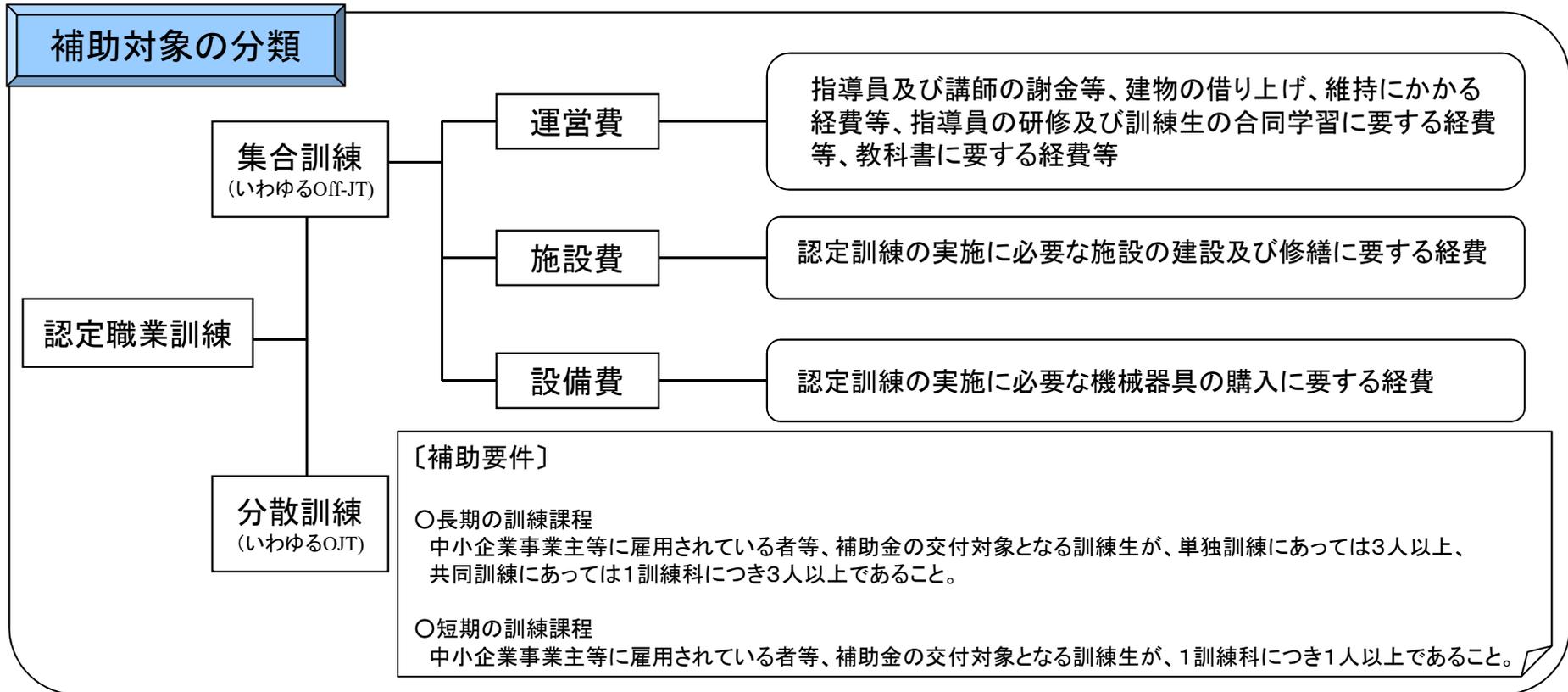
※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

認定訓練助成事業費補助金

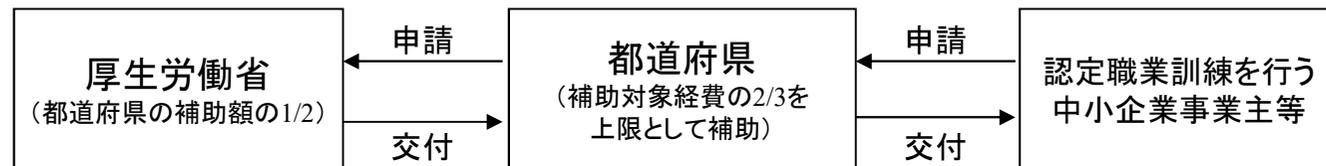
- 認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練を都道府県知事が認定したものである。
- 認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2を補助。
(運営費、施設費、設備費の3種類)

補助対象の分類



補助の体系

(間接補助)



認定訓練助成事業費補助金の改正(令和元年台風第19号関連)

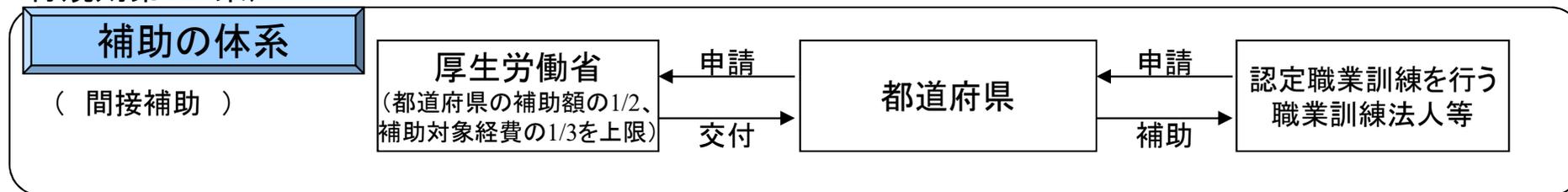
【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの(職業能力開発促進法第13条、第24条)。(平成30年度実績: 施設数...1,132施設、訓練生数...約20万8千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)



【改正内容】

令和元年台風第19号に伴う被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を図るため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国から県への補助率を県の補助額の1/2から2/3に、国の負担割合の上限を補助対象経費の1/3から1/2に引き上げる。

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引上げ

	国から県への補助率	国の負担割合の上限
現行	1/2	1/3
改正案	2/3	1/2

【施行日】 公布日 令和2年〇月〇日

認定訓練助成事業費補助金 建設又は介護の事業に係る暫定措置

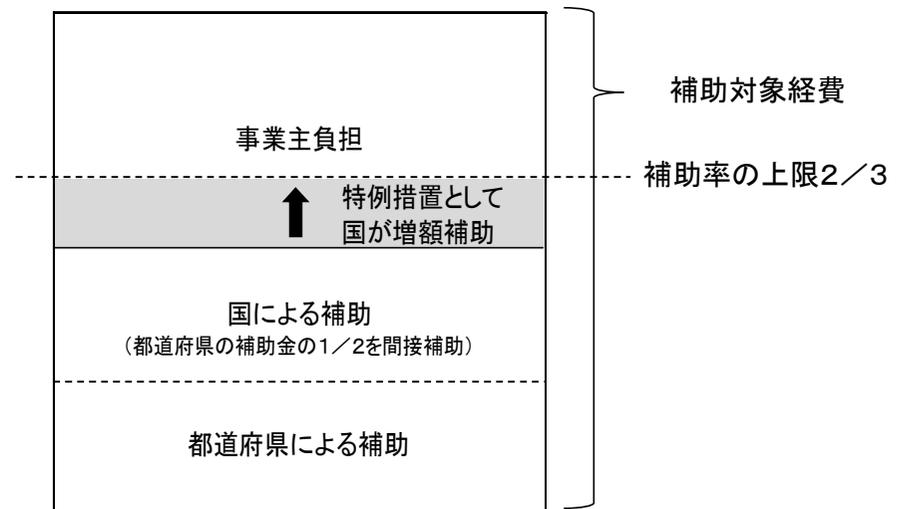
○認定訓練助成事業費補助金

認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象として、助成（2 / 3 を上限）を行う都道府県に対し、国がその1 / 2 を補助する。

○建設又は介護の事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置

令和2年度の認定職業訓練関連予算が前年度予算額と比較して一定以上の割合で増加している都道府県に対し、人手不足分野である建設又は介護事業に関連する認定職業訓練について、国及び都道府県の補助額の合計が補助対象経費の2 / 3 に満たない場合、国がその不足分について増額補助できることとする。

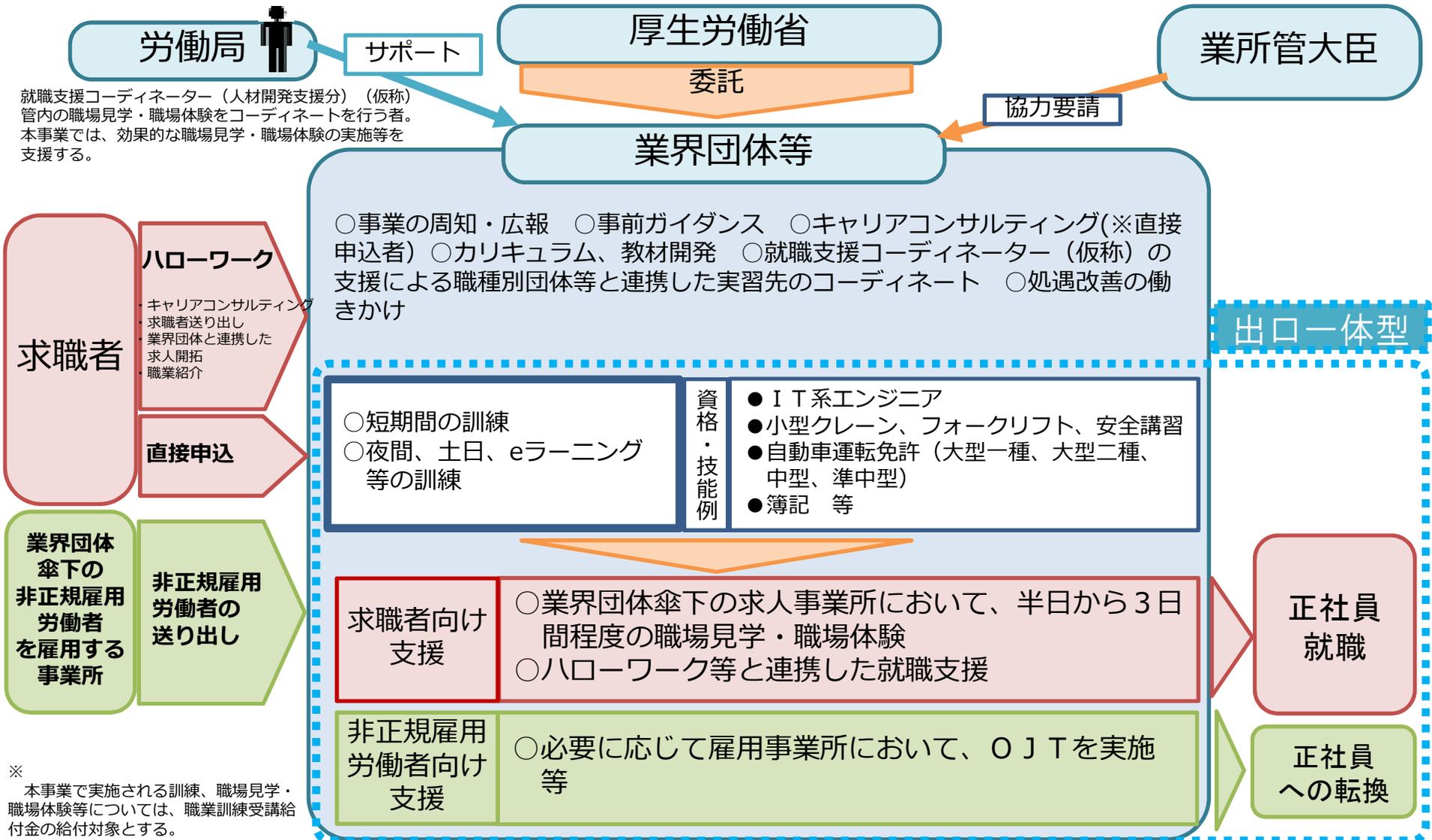
なお、特例措置の適用期間は、令和3年3月31日までとする。



就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース(仮称)の創設

令和2年度予定額
3,465,202(0)千円

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。



※ 本事業で実施される訓練、職場見学・職場体験等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。